

## 子ども・若者施策審議会でのご意見と計画における対応

資料 1-3

番号	部会	ご意見	素案での対応
1	貧困	<p>貧困対策に係る施策については、個人、家庭、学校、地域、就労と多岐にわたるため、施策内容がぼやけてしまうため、どんな施策があるのか、見えるように工夫してもらいたい。</p> <p>一方で、施策の内容によっては、例えば高校での朝食提供事業はあえて生徒や保護者には知らせていない等、センシティブな面もあることも意識した上で、計画に記載してもらいたい。</p> <p>クリエイティブスクールの生徒は貧困家庭に該当する生徒もいるが、単に属性として多いだけなので、対策の中には入れないで欲しい。</p>	<p>貧困対策として位置付けている事業については、基本的に低所得者や、低所得に陥りやすい層向けに打ち出されているものとししました(p57~)。</p> <p>施策の記載内容については、施策内容を端的に示すため、配慮しきれなかった部分もあるが、様々な施策の対象者を示すことで、対象者は限定的ではなく、幅広いことを示しました。</p>
2	貧困	<p>金銭支給等の施策も貧困対策に一定の効果があるが、根本的な解決のためには、本人の経済基盤を高めるための就労支援が重要になる。</p> <p>したがって、企業とネットワークを形成し、例えば、工業高校と企業をつなぎ、就職支援するような取組を計画内に位置付けてはいかかか。</p>	<p>若者への就労支援として、「かながわ若者就職支援センター」や「地域若者サポートステーション」における支援、就農や就漁を希望する若者への支援、職業訓練の実施、訓練や就職に関する相談の実施、知的障がいの方の適正に応じた職業訓練の実施等の事業を位置付けました(p127~)。</p>
3	貧困	<p>支援をされてばかりだと後ろめたさの意識を持つ方もいると思うので、支援の打ち出し方は意識した方がよい。</p>	<p>「子どもの貧困に対する社会の理解促進」に係る事業を記載した(P65)ほか、県庁フードドライブ事業を位置付けました。</p>

番号	部会	ご意見	素案での対応
4	子ども	児童福祉法に基づく家庭支援事業の要支援者に対するプッシュ型、アウトリーチ型の事業を計画の中に明記してもらいたい。	子育て世帯訪問支援事業等について、実施主体である市町村を支援する事業を位置付けました。(P71)
5	子ども	社会的養育推進計画の中に家庭支援事業の数値目標が定められると思うが、数値目標と整合性を持たせる等、横串を意識してもらいたい。	国の策定要領において、評価のための指標として「市町村計画における家庭支援事業の確保方策の達成率」や「市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数」が位置付けられていますので、市町村ヒアリング等を通じて、適切に設定してまいります。
6	子ども	母子保健から児童福祉への移行時の切れ目のない支援に当たって、加速化プランでも「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業や先天性代謝異常等検査が位置付けられており、今後拡大していくためにも、具体的な事業として計画に位置付けて欲しい。	先天性代謝異常等への対応(P94)を位置付けました。 また、「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業は、実施主体が市町村のため、計画には位置付けていませんが、市町村によって妊娠期から子育て期の支援に差が生じないように、県は必要に応じて市町村の体制整備等の支援を行って参ります。
7	子ども	不登校の子どもたちは多様な背景や原因があるが、それに対して地域社会がどんな支援の輪を広げていけるのか、子どもの居場所作りから自立支援につながるような内容を記載して欲しい。	子どもの居場所づくりの推進(p119)、メタバースを活用した不登校の子どもへの支援(p119)等を位置付けました。

番号	部会	ご意見	素案での対応
8	若者	若者の計画が統合されることにより、支援が薄くなったかのように見えてしまわないよう、工夫して欲しい。	若者の就労支援（p124）、結婚支援（p127）、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実（p128）を位置付けました。
9	若者	高校中退時の支援については、所管が教育、福祉で分かれ、さらに県と市町村にも分かれていますので、支援の狭間に埋もれやすい。ぜひ、それぞれが連携を深めるような施策を位置付けて欲しい。	知事を本部長、副知事を副本部長とする庁内組織である「神奈川県子ども・青少年みらい本部」等を通じ、各局と連携を図って参ります。また、市町村、県民等と連携・協働して施策の推進体制を整備するよう努めます。（p. 168）
10	若者	社会的養護を受けている人は、里親先を選べなかったり、措置内容で今までの環境が変わってこれまでの人間関係が途切れたり等、自分の意見の表明以前に、人生の選択肢がないと感じる。 社会的養護を受けていても、人生の選択肢が持てるような支援が位置付くと嬉しい。	ご指摘の視点につきましては、県としても課題であると認識しております。 なお、令和4年の児童福祉法の改正に伴い、令和6年度から、一時保護や措置のタイミングで子どもからの意見を聴取する取組を行っています。 また、令和2年から、措置中の子どものもとに支援員を派遣して、子どもの意見表明を支援する取組を始め、令和6年度からは子ども家庭課内に「かながわ子どもの声センター」を設置し、取組の拡充を図っています。

番号	部会	ご意見	素案での対応
11	審議会	結婚支援は個人の意思に係る施策なので、施策の打ち出しに当たってはまず子どもの育ちがあることを意識した順番としてもらいたい。	施策体系上、成長段階の終盤に結婚支援を位置付けることとしました。
12	審議会	意見表明の機会の確保・意見反映については、機運の醸成も含め施策に位置付けて欲しい。	条例・計画の周知や県民運動の展開を通じ、子ども・若者が積極的に意見表明の機会を活用するよう働きかけて参ります。
13	審議会	貧困対策の中に、修学旅行に対する支援金があるとよい。	公立高校性等奨学給付金及び私立高校生等奨学給付金において、修学旅行費を含む授業料以外の教育費を支援します。(p58)
14	審議会	聴力検査について、未就学児だけでなく、10歳程度まで公費で検査できるようにしてほしい。	就学前までの聴覚検査については、通常、新生児聴覚検査と、法定の1歳6か月児及び3歳児健診のほか、市町村により任意で実施する1か月児から5歳児までを対象とする健診により、聞こえの確認等を行っています。 一方で、就学児については、小学校の健康診断以外の公費負担について今後の検討課題とさせていただきます。
15	審議会	就労支援について、大学生からよく就職活動をするまで就職について考える機会がなかったという声を聞く。教育の段階から働くこと意識醸成に取り組んでもらいたい。	学校におけるライフデザインに関する教育の推進(p114)、キャリア教育(p115)を位置付けました。
16	審議会	子どもの居場所作りから自立支援につながるような取組はぜひ位置付けて欲しい。	ひきこもり当事者の外出の機会を提供するため、市町村と連携し、地域巡回型の居場所を開催(p131)を位置付けました。

番号	部会	ご意見	素案での対応
17	審議会	居場所作りについては高校中退者に限らず、また、就労にこだわらない形で、若者の地域の居場所作りの取組があるとよい。	子どもの居場所づくりの推進（p119）、メタバースを活用した不登校の子どもへの支援（p119）を位置付けました。
18	審議会	就労支援は昔から行われているが、なお支援が必要な状況ということは、既存の就労支援のあり方が十分機能していないのではと感じるので、点検する時期に来ているのではないか。	直接的に就労につながるような支援はありませんが、コラムで国の取組等を記載することを検討します。
19	審議会	高校に所属していれば、所属を通じて安否確認ができるが、中退してしまうと、とたんにできなくなる。 学校以外のサードプレイスにしっかりつながれるかどうか、プッシュ型の支援することも必要	NPOで実施している取組等を参考に、高校生世代の自立支援について検討していきます。
20	審議会	地域愛着形成事業についての取組を計画に位置付けて欲しい。	みらい提案プロジェクトの提案において、地元をよくしていきたいといった提案もあったため、そのような取組を通じて、対応するようにしていきます。